

**【申請前に必ずお読みください】**

**令和6年度**

**平塚市**

**子育て支援企業応援奨励金**

**【募集要領】**

**【申請受付期間】** 令和6年4月1日から令和7年3月31日

**【送付先】** 〒254-8686 平塚市浅間町9番1号

平塚市産業振興部産業振興課 企業支援・労政担当

子育て支援企業応援奨励金 担当 宛

**【問い合わせ先】** 平塚市産業振興課

受付時間：平日8時30分から17時まで

電話：0463-21-9758

※各様式は、平塚市ウェブサイトからダウンロードしてください。

※原則、郵送で申請してください。

**令和6年4月19日 第2版**



## 1 目的

この制度は、従業員が妊娠・出産、子育てをしながら安心して働くことのできる雇用環境整備に新たに取り組んだ中小事業者等に対し、奨励金を支給することにより、従業員の仕事と子育ての両立支援に関する市内事業者の取組を促進することを目的としています。

## 2 奨励金交付金額

### 1 事業者に対して一律 20 万円

※従業員の奨学金返還支援制度を新たに導入した場合、上記交付金額に 5 万円加算。

※申請は 1 事業者につき 1 回限り。

## 3 申請受付期間

### **令和6年4月1日から令和7年3月31日まで【当日消印有効】**

※予算の範囲を超えた場合は、申請受付期間内でも受付を終了することがあります。

## 4 交付対象者

申請にあたっては、以下の(1)～(6)のすべての要件を満たす必要があります。

なお、本奨励金は、事業者を単位として交付するものであり、事業所を単位として交付するものではありません。

(1) 平塚市内に本店及び事業所を有すること

(2) 常時雇用する従業員の数が 100 人以下の中小企業等であること（※みなし大企業を除く）

なお、「小売業」を主たる事業とし、常時雇用する従業員が 51 人以上 100 人以下の場合は、資本金の額または出資額が 5,000 万円以下であること。

※「常時雇用する従業員」とは 次の①又は②のいずれかを満たす労働者を指します。

また、市内事業所の従業員数ではなく、法人全体の従業員数で判断します。

①期間の定めなく雇用されている者

②過去 1 年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から 1 年以上引き続き雇用されると見込まれる者

※交付対象者の範囲は以下のとおりです。

交付対象となりうる者	交付対象にならない者
<ul style="list-style-type: none"><li>・会社及び会社に準ずる営利法人 (株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、企業組合、協業組合)</li><li>・個人事業主</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・任意団体（同窓会・PTA・サークル等）</li><li>・大企業（みなし大企業を含む）</li><li>・労働組合（法人格を持たないもの）</li><li>・申請時点で事業を営んでいない創業予</li></ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定非営利活動法人（N P O 法人）</li> <li>・協同組合等の組合</li> <li>・労働組合（法人格を持つもの）</li> <li>・一般社団法人、公益社団法人</li> <li>・一般財団法人、公益財団法人</li> <li>・医療法人</li> <li>・学校法人</li> <li>・農事組合法人</li> <li>・社会福祉法人</li> <li>・信用金庫</li> <li>・宗教法人</li> </ul>	定者
--	----

※政治活動及び宗教活動を主たる事業とする事業者は交付対象外です。

※みなし大企業は交付対象外となります。

みなし大企業とは次のいずれかに該当する企業を言います。

- ・発行済株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している
- ・発行済株式総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している
- ・役員総数の 2 分の 1 以上を大企業の役員又は職員が兼務している

(3) 雇用保険適用事業所及び労働者災害補償保険適用事業所であること

(4) 平塚市イクボス宣言企業として登録されていること

(5) 市税の滞納がないこと

- ア 創業期で市税の課税が無い場合は、代表者個人の市税完納証明書を提出してください。
- イ 医療法人等で法人税が非課税となり、市税の課税が無い場合は、納税額 0 円の納税証明書（その  
1）または（その 2）を提出してください。※税務署から取得してください。
- ウ 市外在住の個人事業主で、平塚市税が非課税の場合は、居住地の市税完納証明書を提出してください。

(6) 過去に本奨励金の交付を受けたことがないこと

以下の要件に該当する場合は対象となりません。

- (1) 平塚市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 9 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までに該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
- (3) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- (4) その他市長が適切でないと認める者

## 5 交付要件

交付にあたっては、以下の(1)～(3)のすべての要件を満たす必要があります。

- (1) 一般事業主行動計画※を策定して神奈川労働局に届出し、外部への公表および従業員への周知を実施しており、当該行動計画の計画期間内であること

※次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項に規定する一般事業主行動計画をいう。

- (2) 一般事業主行動計画の届出において次世代育成支援対策の内容として定めた事項が、3項目以上であり、うち1項目以上が「妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備」に該当する事項であること

※既に届出済みの一般事業主行動計画を更新し、本要件に合致した場合も対象となります。

- (3) 一般事業主行動計画に基づき、令和6年4月1日以降新たに就業規則※<sup>1</sup>を定め又は改定していること

※本奨励金の申請前に、一般事業主行動計画と就業規則の整合性について、本市が指定する子育て支援企業応援アドバイザー（以降「専門家」）の確認を受ける必要があります。

※従業員10人未満の事業者においても、本奨励金の申請には、就業規則の届出が必要です。

### ※1 就業規則（諸規程含む）の要件

就業規則（諸規程含む）は、下記①～③の事項を満たす内容であることが必要です。

- ① 従業員の賃金（手当含む）、補助・助成制度、休暇、労働時間のいずれかに係る内容（制度）について定めた又は改定したものであること。
- ② 平塚労働基準監督署への届出日時点で施行されている関係法令を上回る水準であること。
- ③ 定めた又は改定した就業規則（諸規程含む）について、従業員へ周知していること。

※下記に合致する事項については、審査対象になりません（交付要件を満たしません）。

- ・ 改定内容が軽微なもの（語句・文章構造の修正など）であり、改定前と実質的に変化していないと評価できるもの
- ・ 雇用環境整備の充実に繋がっていないもの（改定前と比べ、対象が限定されているなど、内容の充実として評価できないもの）

## 6 交付金額の加算(奨学金返還支援制度導入加算)

従業員の奨学金返還支援制度導入について、令和6年4月1日以降新たに取り組んだ（就業規則に定めた）場合、奨励金額が5万円加算されます。

なお、交付金額を加算して申請する場合は、本申請（奨励金額：一律20万円）と併せて申請してください。

交付金額の加算にあたっては、次の要件を満たす必要があります。

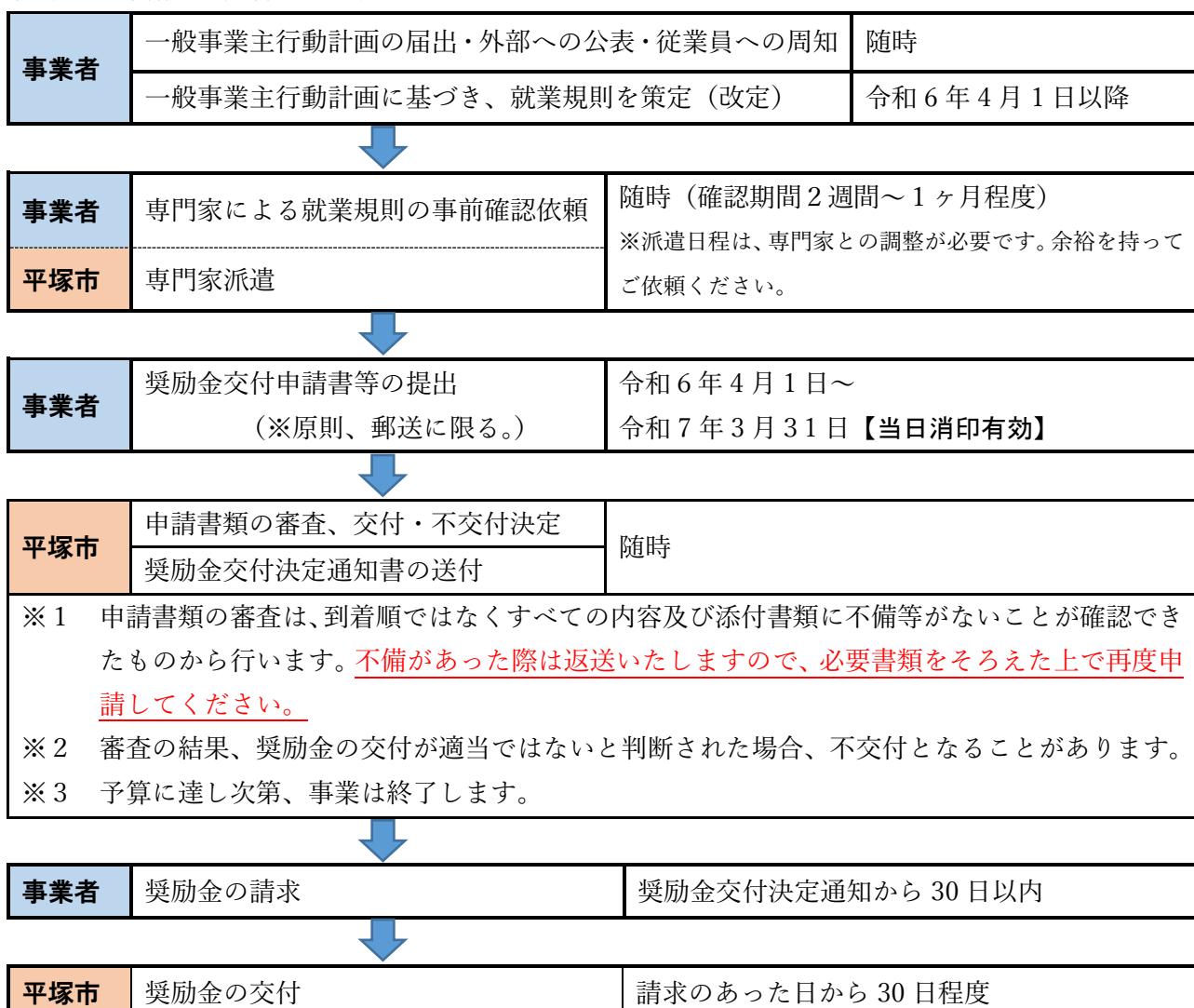
従業員の奨学金返還支援制度※1について、令和6年4月1日以降新たに就業規則に定めていること。

※1 事業者が従業員の奨学金返済を支援するため金銭の支給（代理返還を含む）を行う制度のことをいう。

※本奨励金の申請前に、就業規則への規定内容について、本市が指定する専門家の確認を受ける必要があります。

## 7 交付の流れ

奨励金の申請から交付までの流れは以下のとおりです。



## 8 専門家による就業規則の事前確認依頼方法

### (1) 「平塚市子育て支援企業応援アドバイザー派遣申請書」の提出

上記派遣申請書を、郵送・メール・ファクスのいずれかにより、下記へ送付してください。

※派遣日程は、専門家との調整が必要です。余裕を持ってご依頼ください。

#### 【派遣申請書の送付先】

郵送：〒254-8686 平塚市浅間町 9-1 平塚市 産業振興課

メール：sangyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp ファクス：0463-35-8125

### (2) 「平塚市子育て支援企業応援アドバイザー派遣申請書」の入手方法

平塚市ウェブサイトから様式をダウンロードしてください。

[https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/sangyo/page33\\_00138.html](https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/sangyo/page33_00138.html)

## 9 奨励金交付申請方法

### (1) 申請書類の提出方法

令和7年3月31日までに、次の宛先に申請書類一式を郵送してください。

#### 【書類の送付先】

〒254-8686 平塚市浅間町 9 番 1 号

平塚市産業振興部産業振興課 企業支援・労政担当 平塚市子育て支援企業応援奨励金担当 宛

電話：0463-21-9758（平日8時30分から17時まで）

### (2) 申請書様式の入手方法

平塚市ウェブサイトから様式をダウンロードしてください。

[https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/sangyo/page33\\_00139.html](https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/sangyo/page33_00139.html)

### (3) 提出する書類

以下に掲げる書類を全て揃えて提出してください。

#### 提出書類（必須）

1	平塚市子育て支援企業応援奨励金交付申請書（第1号様式）
2	事業者情報調書（第2号様式）
3	平塚市子育て支援企業応援奨励金就業規則確認報告書（第3号様式）
4	平塚市子育て支援企業応援奨励金誓約書（第4号様式）
5	<p>【申請者が法人の場合】</p> <p>現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し</p> <p>※内容に変更が無い場合は、発行日は問いません。</p> <p>【申請者が個人事業主の場合】</p> <p>確定申告書の写し。創業期の場合は開業届の写し。</p>
6	一般事業主行動計画
7	一般事業主行動計画届出の写し（神奈川労働局の受付印のあるもの）

8	一般事業主行動計画を外部へ公表したことを明らかにする書類 (例:「両立支援のひろば」や自社ホームページの掲載画面を印刷した書類 等)
9	一般事業主行動計画を従業員へ周知したことを明らかにする書類 (例:社内イントラネットの画面を印刷した書類、社内掲示板及び掲示物の写真 等)
10	一般事業主行動計画に基づき定めた又は改定した就業規則(平塚労働基準監督署の受付印のあるもの)及びその他これに準ずる書類※1の写し ※1策定(改定)内容について明記された書類(社内規程、賃金規程など) ※就業規則及びその他これに準ずる書類は、一般事業主行動計画に基づき、令和6年4月1日以降新たに定めた又は改定したものであること。 ※従業員の賃金(手当含む)、補助・助成制度、休暇、労働時間のいずれかに係る内容(制度)について定め又は改定していること。
11	一般事業主行動計画に基づき改定する以前の直近の就業規則及びその他これに準ずる書類の写し
12	平塚市イクボス宣言企業であることが確認できる書類 (例:平塚市イクボス宣言企業の登録通知の写し、登録を更新している場合は更新完了通知)
13	市税の滞納が無いことが確認できる書類(市税完納証明書の写し) <u>※申請日から3ヶ月以内に発行されたもの。</u> ※市税完納証明書は、申請する事業者のものを平塚市 固定資産税課(平塚市役所本館2階214番窓口)にて取得してください。
【従業員の奨学金返還支援制度整備に新たに取り組んだ場合】	
14	従業員の奨学金返還支援制度について規定した就業規則(平塚労働基準監督署の受付印のあるもの)及びその他これに準ずる書類※1の写し ※1奨学金返還支援制度についての規定が確認できる書類(奨学金返還支援制度規程、賃金規程など) ※就業規則及びその他これに準ずる書類は、令和6年4月1日以降新たに定めたものであること。
15	従業員の奨学金返還支援制度について規定する以前の直近の就業規則及びその他これに準ずる書類の写し

#### (4) 申請に関する注意事項

- 提出方法は、原則郵送のみとします。
- 書類に不足や不備がある場合は、原則返送します。再提出いただき、内容に不備等がないことが確認できた時点で申請書の正式受領となります。
- 申請書の受領後、交付決定まで2週間程度かかります。
- 提出された書類は返却しませんので、必ず申請書の控えを保管してください。
- 必要に応じて追加資料等の提出を求める場合があります。
- 申請書類の作成および提出等、申請に係る経費は申請者の負担となります。
- 審査の結果、交付決定されないことや、交付申請額から減額して交付決定することがあります。

## 10 交付決定

交付申請に基づき、審査を経て奨励金の交付決定の可否を決定します。

- (1) 審査結果は、書面（平塚市子育て支援企業応援奨励金交付決定通知書）にて通知します。
- (2) 審査の経過・結果に関するお問い合わせには、一切応じられません。
- (3) 審査の結果、奨励金交付申請額と奨励金交付決定額が異なる場合があります。
- (4) 奨励金の交付決定にあたって、必要に応じて条件を付す場合があります。

## 11 交付決定の取り消し及び返還

以下のいずれかに該当した場合は、奨励金の交付決定を取り消すことがあります。また、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて奨励金を返還していただきます。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき、または受けようとしたとき
- (2) 奨励金の交付決定の内容、またはこれに付した条件、その他法令等に違反したとき
- (3) 申請要件に該当しないことが判明したとき
- (4) その他平塚市子育て支援企業応援奨励金交付要綱に違反したとき

## 12 交付決定後の手続き

交付決定事業者は、交付決定通知から30日以内に、請求書を提出してください。請求書の様式は平塚市ウェブサイトからダウンロードしてください。

なお、請求書には平塚市子育て支援企業応援奨励金交付決定通知書(第5号様式)の写しを添付してください。奨励金の支払いは、請求書の提出から概ね1ヶ月程度かかります。

## 13 その他注意事項

### (1) 書類の管理

奨励金交付事業に関する書類（交付申請時等の市への提出書類、交付決定通知等の市から受け取った書類、経費支出の証拠書類等）は、令和7年4月1日から5年間保存しなければなりません。

### (2) 事業者名等の公表について

奨励金の交付を受けられた対象者に関しては、企業名、代表者名、住所、業種、奨励金額等を公表する場合があります。

### (3) 現地調査について

申請内容の確認のため、予告なく現地調査を行うことがあります。調査の結果、申請内容に不正が認められる場合は、奨励金の返還のほか、必要な措置を講じます。

### (4) アンケート調査の協力について

奨励金を活用して取り組む事業やその効果等を把握するため、アンケート調査を行う場合があります。また、ご提供いただいた情報は、統計処理を行い、個人及び個社を特定できない形で公表する可能

性があります。

**(5) 本市関連事業への活用について**

奨励金の申請及び交付にあたって収集した企業名、代表者名、住所等については、今後本市の関連施策の周知等に活用させていただくことがあります。

**(6) その他**

本事業は、この募集要領によるほか、平塚市子育て支援企業応援奨励金交付要綱の定めるところに従って実施されます。

以 上